

だい 4 は ひじょうじたいたいさく
「第4波」非常事態対策

いんしょくてんとう たい えいぎょうじかん たんしゆくようせい ぼっすい
（「飲食店等に対する営業時間の短縮要請」のみ抜粋）

れいわ ねん がつ にちけつてい
令和3年4月23日決定

ぎふけんしんがたころなういいるすかんせんしょうたいさくほんぶ
岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

いんしょくてんとう たい えいぎょうじかん たんしゆく とくそほうだい24じょうだい9こう もと ようせい
・飲食店等に対し、営業時間の短縮を、特措法第24条第9項に基づき要請。

たいしょうぎょうしゅ いんしょくてん
・対象業種：①飲食店

いんしょくてん いざかやふくむ きっさてん など
・飲食店（居酒屋含む）、喫茶店 等

ゆうきょうしせつとう
②遊興施設等

ばー からおけぼっくすとう しょくひんえいせいほう いんしょくてんえい
・バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営
業許可を受けている店舗

ようせいないう えいぎょうじかん たんしゆく じ じ
・要請内容：営業時間の短縮 5時から20時まで

しゅるい ていきょう じ じ
（酒類の提供は11時から19時まで）

たいしょうえりあ へんいかぶ しんきかんせんしゃ はっせいじょうきょう かんあん い か し
・対象エリア：変異株や新規感染者の発生状況を勘案し、以下の9市

ぎふし おおがきし たじみし せきし みのかもし
岐阜市、大垣市、多治見市、関市、美濃加茂市、

とくし かかみがはらし かにし みずほし
土岐市、各務原市、可児市、瑞穂市、

ようせいきかん がつ にち げつ がつ にち か にちかん
・要請期間：4月26日（月）から5月11日（火）まで（16日間）

きょうりよく きん いちにち い か きんがく
・協力金：一日あたり以下の金額とする。

てんぼ ちゅうしょうきぎょう まんえん まんえん
1店舗あたり中小企業：2.5万円～7.5万円

だいきぎょう にち うりあげだか げんしょうがく
大企業：1日あたりの売上高の減少額×0.4

じょうげん まんえん ちゅうしょうきぎょう せんたくか
（上限20万円。中小企業も選択可）

ぜんきかんじたん じっし ばあい しはら
※全期間時短を実施した場合のみ支払う。

※ただし、27日及び28日からの開始についても認める。

ばあい しきゅうがく にちぶん にちぶん
その場合の支給額は15日分ないしは14日分とする。

そのた ぎょうしゆ たい えいぎょう じ かん たんしゆくとう きょうりよく いらい
 ・その他の業種に対しても、営業時間の短縮等の協力を依頼。

たいしょうぎょうしゆ 対象業種	ようせいないう 要請内容
うんどうしせつ ゆうぎじょう 運動施設、遊技場	えいぎょう じ かん たんしゆく ・営業時間の短縮
げきじょう かんらんじょう えいがかんまた えんげいじょう 劇場、観覧場、映画館又は演芸場	5時から20時まで
しゅうかいじょうまた こうかいどう てんじじょう 集会場又は公会堂、展示場	(酒類の提供は11時か
はくぶつかん びじゆつかんまた としょかん 博物館、美術館又は図書館	ら19時まで)
ほてるまた りよかん しゅうかい よう きょう ホテル又は旅館(集会用に供す 部分に限る。)	・人数上限5,000人、 かつ、収容率要件50%
ゆうきょうしせつ しょくひんえいせいほう いんしょくてん 遊興施設(食品衛生法の飲食店 営業許可を受けない施設)	以下
1,000 m ² を超える物品販売業を営 む店舗(生活必需物資を除く。)	・営業時間の短縮 5時から20時まで
1,000 m ² を超えるサービス業を営 む店舗(生活必需サービス業を除 く。)	(酒類の提供は11時か ら19時まで)
・要請期間：4月26日(月)から5月11日(火)まで(16日間)	
・対象エリア：飲食店等の対象エリアに同じ	